

TOPIC
1

【要確認】成約済み物件が掲載されたままになっていませんか？

当社ネットワークで流通する物件情報について、成約済み物件の公開による、エンドユーザーさまや他の不動産会社さまからのご指摘・トラブルのご連絡が少なくありません。スムーズで安全なお取引のために物件情報のご確認をお願いいたします。

成約済み物件の掲載は「おとり広告」に該当します

不動産の表示に関する公正競争規約(以下、表示規約)および宅地建物取引業法では「おとり広告」を禁止しています。表示規約の中でも成約済み物件の掲載は「物件は存在するが、実際には取引の対象となり得ない物件に関する表示」に該当し、重大な表示規約違反として不動産公正取引協議会から違約金課徴など厳しい措置を受けることがあります。

今一度、掲載中物件の最新の募集状況をご確認いただき、メンテナンスをお願いいたします。

【参考】首都圏不動産公正取引協議会の措置事例(A社)

宅建業免許	東京都知事免許 更新回数:(1)				
措置結果	違約金課徴	対象広告	ポータルサイト	対象物件	賃貸共同住宅8物件
違反概要	おとり広告	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約済みで取引できないにもかかわらず、新規に情報公開を行った後、更新を繰り返し、約2か月間継続して広告 ● 契約済みとなり、取引できなくなったにもかかわらず、以降更新を繰り返し、長いもので1か月半以上、短いもので29日間継続して広告 			

▲首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第324号(2021年12月号)より抜粋

「成約済み物件」の掲載を防止するためには…

- ① 広告の新規公開時や更新時には、物件ごとに募集状況や取引条件をご確認ください。アットホームでは、週に1回以上のメンテナンスを推奨しています。
- ② 公開物件に対して、管理が可能な人数でしっかりとチェックを行ってください。アットホームでは、一人につき100物件以内を推奨しています。

TOPIC
2

建築確認番号は正しくご登録ください

新築住宅の情報公開にあたり、建物が未完成(建築中・未着工)の場合は、建築確認番号の表示が必要ですが(都市計画区域外の場合は除く)。ATBB(不動産業務総合支援サイト)、ファクトシート(図面)などによる物件登録・公開の際は、許可された建築確認番号を正確に登録してください。



ご注意ください

建築確認番号の未記載や「00000号」「12345号」「取得準備中」「申請中」など建築確認番号以外の登録は認められません。



内容に不備があったり、建築確認番号以外のものを登録された場合、表示規約に抵触するため、公開できません。



建築確認を取得していない新築住宅は宅地建物取引業法および表示規約に抵触するため、公開できません。

★上記TOPIC1は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。

*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート

*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認ください。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/

★上記は、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。